物　　件　　調　　書

所在	京丹後市丹後町間人小字廣瀬632番地の1（地目：墓地）						
面積（合計）	登記簿	1,853.00㎡	地目	登記簿	保安林等	現状	境界未確定
	実測	不明		現況	宅地		
接面道路等	市道間人東線、南東側一部は国道178号線に接面している。						

法令に基づく制限等	都市計画法	都市計画区域外			
	建築基準法	用途地域	―		
		建ぺい率	―	容積率	―
		道路斜線	―	隣地斜線	―
	その他の法律	防火地域等	―		
		自然公園法　第3種特別地域			

所在地	京丹後市丹後町間人小字廣瀬632-1
家屋番号	632番地の1
①種類	温泉
②構造	鉄筋コンクリート造　コンクリート屋根　2階建
③床面積	1,453㎡
④原因及びその他	昭和60年6月3日新築。付属施設の岩風呂を含む。
所有権を制限する権利設定	土地及び建物共になし
第三者による対象物件の占有	土地及び建物共になし

	施設名		事業所名	電話番号
供給処理施設の状況	電気	可	関西電力㈱福知山営業所	0800-777-8035
	上水道	有	京丹後市役所上下水道部施設課	0772-69-0580
	下水道	有	京丹後市役所上下水道部施設課	0772-69-0580
	都市ガス	無	個別プロパンガス	

交通近接条件	鉄道	京都丹後鉄道　網野駅	物件の	西方	約 13.3 km・	車で約 26 分
	商業施設	ショッピングセンターマイン	物件の	南方	約 18.0 km・	車で約 35 分
公共施設	市役所	京丹後市丹後庁舎	物件の	西方	約 0.2 km・	車で約 1 分
	小学校	市立丹後小学校	物件の	西方	約 2.3 km・	車で約 5 分
	中学校	市立丹後中学校	物件の	南方	約 1.4 km・	車で約 3 分

特記事項	・水道加入金、引込工事等は、事業者の負担となります。詳しくは、京丹後市上下水道部施設課
	（TEL0772-69-0580）にお問い合わせください。
	・下水道の引込は、京丹後市上下水道部施設課（TEL0772-69-0580）にお問い合わせください。
	・一部の土地の地積測量図は、法務局に備え付けてあります。
	・民間土地との境界は現状不明であるため、別途測量を実施する予定です。
	・京丹後市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和3年度発行）において、浸水想定区域が含まれています。
	危険区域京都府地震被害想定（平成20年度京都府公表）に基づき作成された京丹後市地震・津波ハザード

特記事項	マップにおいて、液状化等の地震の影響のある範囲内にあります。京丹後市洪水・土砂災害ハザードマップも含め、詳しくは京丹後市ホームページをご覧ください。
	・土壌調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っていません。
	・土地賃貸契約締結後に、仮に土壌汚染、ゴミ等が見つかった場合は、その状況により、別途協議等により対応を決定することとします。
	・本物件敷地内外及び地上又は地中の別に関わりなく、工作物、電柱等及び敷設設備等の補修、移設、撤去、雑草等の除去等の費用負担、隣接地権者等との協議について、市は対応しません。
	・建物及び設備、建物内にある残置物を含め、現状有姿で引渡します。
	・建物内部には、壁クロスの剝がれや塩害等による窓や引き戸の開閉動作不良等が確認されます。また、外部には、屋根軒下セメントの剥がれ、外壁タイルの剥がれ、窓枠等の金属部分の錆、玄関ポーチの天井クロスの剥がれ等があります。
	・天井裏、床下の調査を実施しておらず、また、目視できない箇所の経年劣化等の状況は不明です。
	・電気、水道設備等の設備について、専門業者による調査を実施しておらず、供用の是非、経年劣化による影響は不明です。
	ただし、建築材料の石綿（アスベスト）の使用、またＰＣＢ含有等については、専門業者による調査を実施しておらず、その使用状況は不明です。売買契約締結後に、仮に建築材料の石綿（アスベスト）等の使用が判明した場合の撤去等に要する費用は事業者の負担とし、市は契約不適合責任を負わないものとします。
	・昭和５６年以降に設計された建物です。耐震補強工事等は行っていません。
	・耐震性能判定は、行っておらず、耐震性能については不明です。
	・建物の性能評価等は、未実施です。また、建物を使用する場合は、専門業者により補修・点検等の必要な措置を行い、安全及び使用方法等を確認する必要があります。
	・対象地域の自治会等が様々な活動を実施する中で、協力等を依頼される場合があります。
	・建築物の用途を変更して使用する場合や増改築等を行う場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）上の用途変更の手続、建築確認申請等が必要となる場合があります。また、建築物の用途に応じて関連する法令等に基づく手続が必要となる場合があります。詳しくは、各法令等を所管する機関にお問い合わせください。

※　物件調書は、応募者が物件の概要を把握するための資料です。応募者は必ず、現地、近隣の状況及び諸規制について調査、確認を行ってください。